

野辺地町耐震改修促進計画 新旧対照表

改 正 案	現 行	ページ数
○野辺地町耐震改修促進計画 平成20年3月 策定 令和元年5月 最終改定 [略] 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 [略] 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 [略] (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 町では、建築物の耐震診断・改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、促進も図っていく。 以下の取り組みにより、町では、支援を行っていく。 ① 野辺地町木造住宅耐震診断支援事業 対象となる木造住宅に対して、耐震診断の推進を図る。 ② 野辺地町木造住宅木造住宅耐震改修支援事業 対象となる木造住宅耐震改修リフォーム等の促進を図る。 ③ 野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業 対象となるブロック塀の耐震診断、除却、建替え（除却・新設）、改修等の促進を図る (3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備 ① 建築士等の技術向上の促進 [略]	○野辺地町耐震改修促進計画 平成20年3月 策定 平成29年3月 最終改定 [略] 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 [略] 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 [略] (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 町では、建築物の耐震診断・改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、促進も図っていく。 以下の取り組みにより、町では、支援を行っていく。 ① 野辺地町木造住宅耐震診断支援事業 対象となる木造住宅に対して、耐震診断の推進を図る。 ② 野辺地町木造住宅木造住宅耐震改修支援事業 対象となる木造住宅耐震改修リフォーム等の促進を図る。 (3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備 ① 建築士等の技術向上の促進 [略]	7

改正案	現 行	ページ数
(通行障害建築物の要件) 第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、<u>次に掲げるものとする。</u> (1) <u>そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)</u> イ <u>当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル</u> ロ <u>当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離</u> (2) <u>その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの</u>	(通行障害建築物の要件) 第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、<u>そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が12メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。</u> (1) <u>十二メートル以下の場合 六メートル</u> (2) <u>十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離</u>	32